

## 1 南房総市の特性

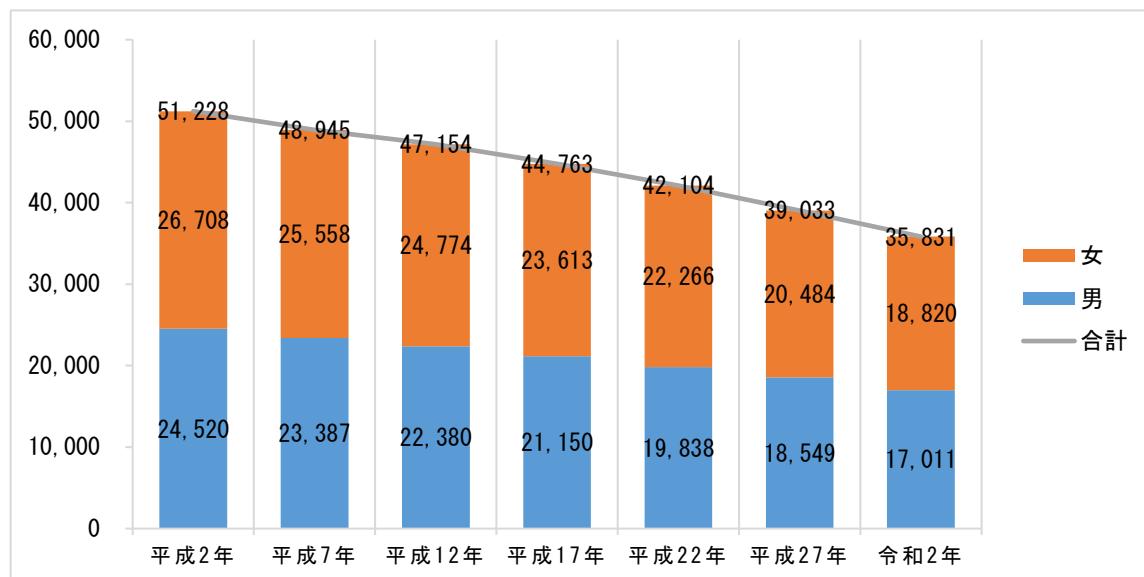
### (1) 地理

本市は、房総半島の南端に位置し、地形的に三方を海に囲まれ、房総丘陵が海岸線近く広がっているため、市域面積約230km<sup>2</sup>のうち可住地面積は約110km<sup>2</sup>と限られたエリアにしか居住地がありません。そのため、公共交通路線は、往復型の運行形態になる傾向にある地域です。

### (2) 人口

本市における人口は令和7年4月1日現在で33,832人となっており、年々加速的に減少しています。65歳以上の割合はすでに46.11%となっており、本格的な高齢社会を迎えている地域となっています。

#### ■男女別人口の推移



出典：国勢調査（各年10月1日時点）

#### ■地区別世帯数・人口・割合

	世帯数 (世帯)	人口(人)	割合(%)		
			15歳未満	15~64歳	65歳以上
総数	16,867	33,832	8.00%	45.89%	46.11%
富浦	1,949	4,060	7.16%	45.11%	47.73%
富山	2,204	4,500	10.55%	48.44%	41.00%
三芳	1,618	3,790	4.32%	40.14%	55.53%
白浜	2,268	4,048	6.93%	45.23%	47.85%
千倉	4,631	9,096	7.15%	44.65%	48.20%
丸山	2,192	4,338	6.33%	44.28%	49.40%
和田	2,005	4,000	7.14%	44.86%	48.00%

出典：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

### (3) 圈域構造

本市は、商業、通勤・通学、医療をはじめとした多くの都市機能を館山市と鴨川市に依存しています。館山市は行政機能や商業機能等において、本市域を含む形で圏域を形成しています。また、鴨川市は、3次救急医療機関があり、南房総地域及び夷隅地域の医療圏を形成しています。

#### (4) 運転免許保有状況

市内における運転免許の保有者数は減少していますが、市内人口に対する保有率をみると増加していることから、高齢者割合の増加の一方で免許の返納が進んでいないことが示唆されます。主な原因としては、自家用車に代わる移動手段の確保や円滑な移行ができるないことが挙げられます。

また、運転免許を受けていない者（返納及び失効を含む）は、推計で11,000人程度いるものと考えられます。

##### ■運転免許保有状況

	保有者数(人)	保有率
令和2年	25,150	67.17%
令和3年	24,872	68.48%
令和4年	24,524	68.83%
令和5年	24,148	69.36%

出典：千葉県警察（各年12月末日時点）

## 2 移動制約者の現状

#### (1) 高齢者

高齢化率は、引き続き増加し令和12年までに50%を超えることが予想されています。一方、前期高齢者人口は既に減少に転じており、後期高齢者人口も今後10年程度で減少に転ずることが見込まれています。

また、高齢者のうち65歳以上の世帯は、全世帯のうち約45%を占めています。特に1人世帯（＝独居）が多い状況にあり、高齢者人口の3割弱に迫っています。

自動車を保有していない人が多いことや、世帯状況により日常的に家族・親族の支援が得られにくい場合、顕在的あるいは潜在的に移動制約者であると考えられます。

##### ■高齢者人口の推計

	人口(人)				高齢化率(%)
	全数	65歳以上	65歳以上 75歳未満	75歳以上	
令和2年*	35,831	16,926	7,684	9,242	47.2%
令和7年	32,286	16,029	6,003	10,026	49.6%
令和12年	29,346	14,930	4,742	10,188	50.9%
令和17年	26,525	13,907	4,383	9,524	52.4%

出典：令和7年以降は「日本の市町村別将来推計人口(2023年12月推計)」

（令和2年国勢調査人口を基準に推計）

■高齢者世帯の状況

世帯類型		世帯数	割合
全世帯		16,867	-
65歳以上のみ	1人世帯	4,741	28.11%
	それ以外	3,159	18.73%
75歳以上のみ	1人世帯	3,271	19.39%
	それ以外	1,418	8.41%

出典：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(2) 要介護・要支援認定者

介護保険法に基づき、加齢や疾病に伴って生ずる心身の変化により支援や介護が必要であると市が認定する要支援・要介護認定者は令和6年3月末現在で3,431人であり、65歳以上の高齢者人口に占める割合は約20%の状況で、認定率は年々増加しており、県内では3番目に高い率となっています。

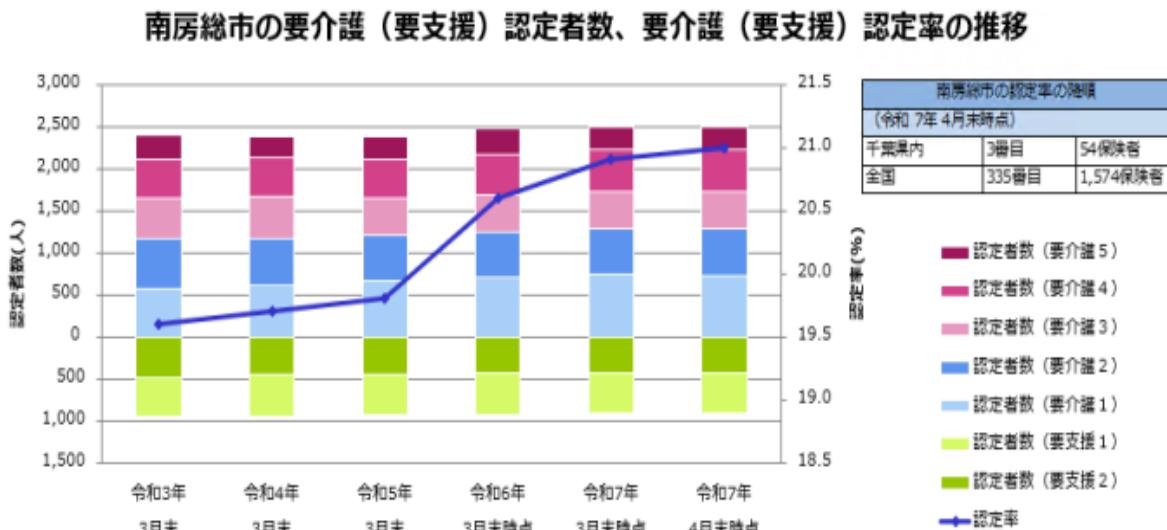
認定者の多くは、ホームヘルパーによる訪問介護や、デイサービス等で何らかの居宅介護サービスを利用しておらず、少なくとも通院等の外出に際して介助や支援が必要な移動制約者であると考えられます。また、必要であっても保険限度額の超過やサービスの供給不足等の理由によりサービスを利用できない人を含めると、潜在的にはより多くの人が該当すると考えられます。

■要介護・要支援認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者 (65歳以上)	492	434	695	542	449	487	299	3,398
うち 75歳未満	50	37	71	55	29	37	27	306
うち 75歳以上	442	438	624	487	420	450	272	3,092
第2号被保険者 (40-64歳)	4	4	0	7	8	5	5	33
合計	496	438	695	549	457	492	304	3,431

出典：保健福祉部高齢者支援課介護保険係

## ■要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



(出典) 平成29年度から令和4年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和5年度から令和6年度:「介護保険事業状況報告(3月月報)」、令和7年度:直近の「介護保険事業状況報告(月報)」

### (3) 障害者

個人の特性や疾病等の様々な理由により、身体障害者、知的障害者（児）及び精神障害者（児）の認定を受ける人は、令和6年度末時点であわせて2,204人おり、横ばいです。

こうした障害者の中には、歩行そのものが困難である場合や、自家用車の運転が困難あるいは制限される場合があるほか、公共交通機関の利用に際しては、乗降動作や利用時のコミュニケーション等において様々なハードルがあります。障害の種類や程度によりますが、健常者と比べて移動に制約があることは明らかです。

### ■障害者の数（重複を含む）

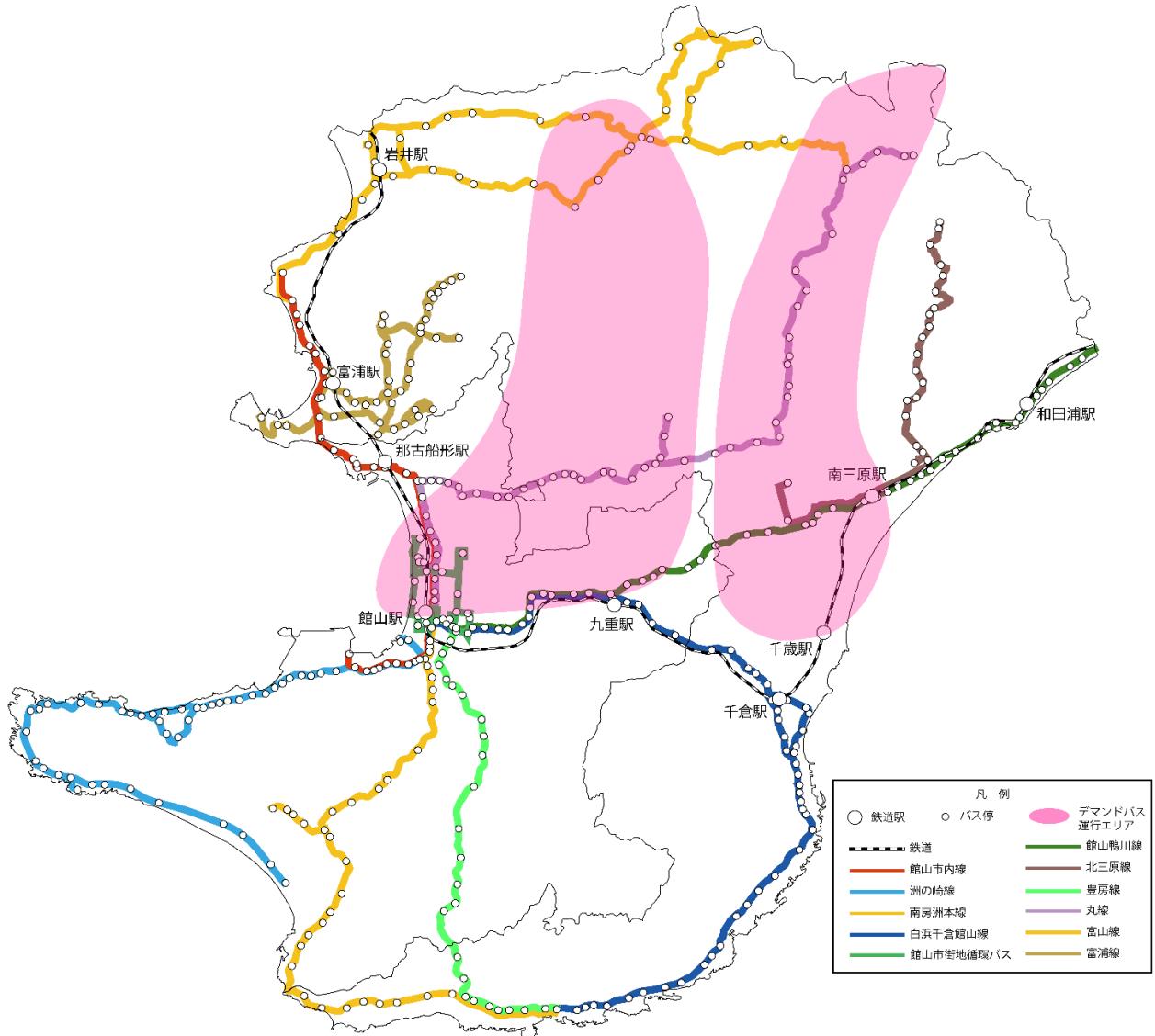
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
身体 障害者	視覚障害	91	87	82	81	78
	聴覚・平衡機能障害	118	112	111	109	108
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	22	22	23	22
	肢体不自由	776	737	696	672	624
	内部障害	636	640	625	642	647
知的 障害者	軽度	138	138	137	138	137
	中度	100	100	100	109	111
	重度	149	151	153	153	152
精神障害者		314	313	317	324	325
合計		2,348	2,300	2,243	2,251	2,204

出典：千葉県HP（市町村ごとの障害者手帳所持者数・各年度3月31日時点）

### 3 輸送の状況

#### (1) 公共交通の状況（令和7年4月1日現在）

##### ■市内鉄道及び路線バス



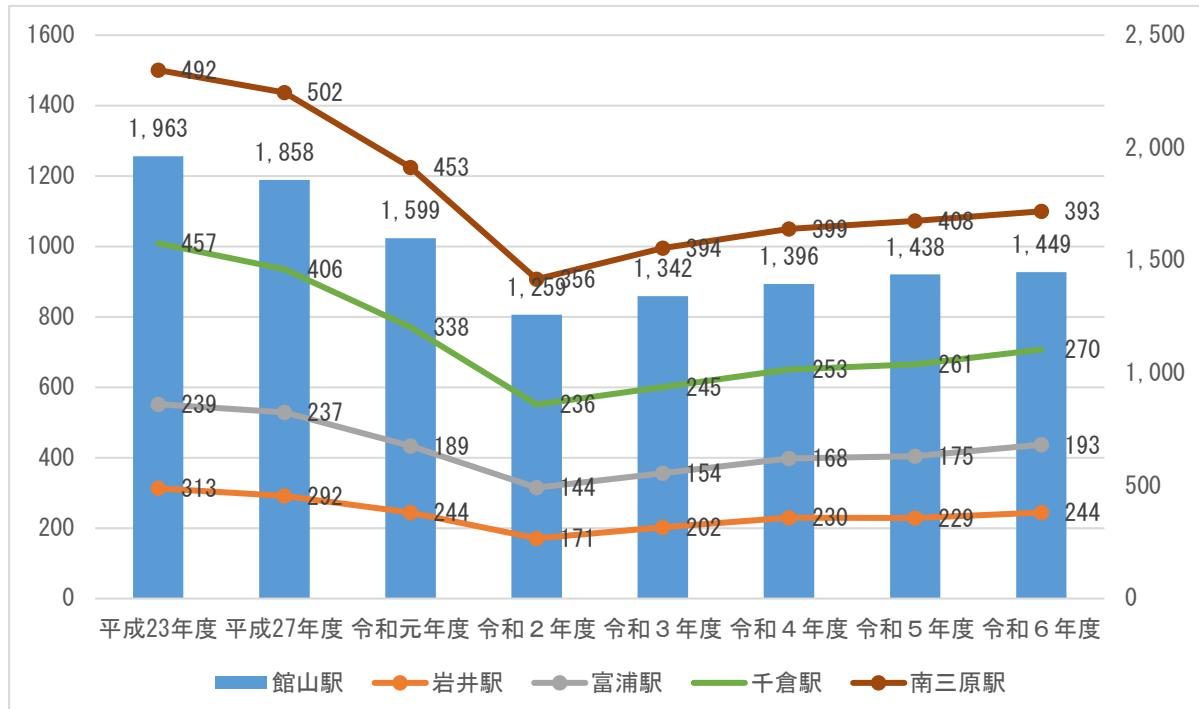
出典：南房総・館山地域公共交通計画

##### ① 鉄道

市内には、JR内房線が通っており、千葉方面から順に岩井駅、富浦駅、千倉駅、千歳駅、南三原駅、和田浦駅の6駅が存在します。いずれの鉄道駅も改札口が片側にしかなく、改札とホーム間が跨線橋であることから、高齢者や障害者にとってアクセスが不便です。

また、各駅とも乗降客数の落ち込みが激しく、平日の特急列車の運行は廃止（平成27年3月）、木更津駅での系統分離による千葉駅までの直通列車が減少（平成29年3月）となり、新型車両の導入に伴うワンマン運転が開始（令和3年3月）されています。

### ■ JR内房線主要駅乗降者数



出典：東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

### ② 民間路線バス

一般道路を運行する民間路線バスは、館山駅から放射状に運行されています。現在、ジェイアールバス関東館山支店及び日東交通により5路線の民間路線バスが運行されています。

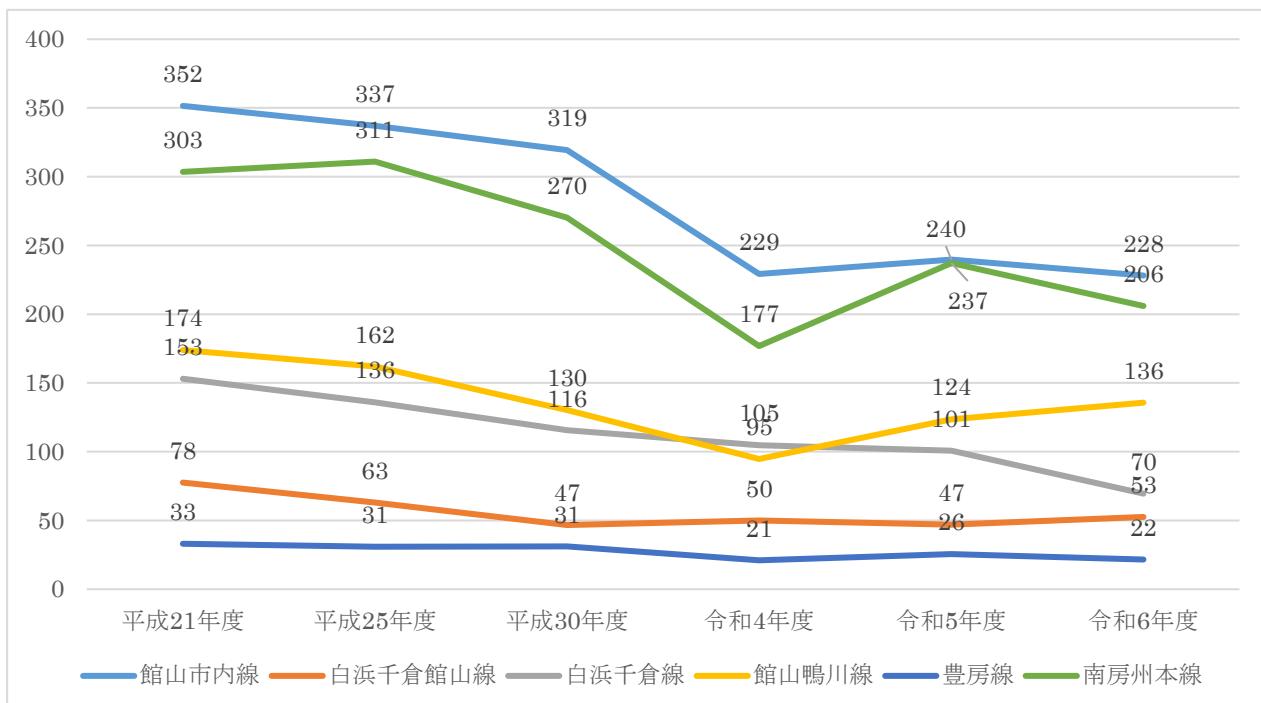
利用者数についてはいずれの路線も減少、横ばいとなっており、国及び県からの補助もしくは市独自の補助により運行が維持されています。

#### ■ 民間路線の概要

バス会社	路線名	区間	本数 (片道・日)		運賃 (円)
			平日	休日	
日東交通株式会社	館山市内線	館山航空隊～なむや（小浜）	17	11	160～620
	白浜千倉館山線	館山駅～千倉駅～安房白浜	5	5	160～930
		千倉駅～安房白浜	3.5	3.5	160～530
	館山鴨川線	館山駅～南三原駅～亀田病院	6	4	160～720
	豊房線	館山駅～安房白浜	4.5	4.5	160～600
JRバス関東株式会社	南房州本線	館山駅～安房白浜	14	11	180～680

出典：事業者ホームページ

### ■民間路線 1日平均利用者数の推移



注：平成31年3月以前の白浜千倉館山線については、旧千倉線及び旧白浜千倉線の合算となる。

出典：総務部企画財政課地域振興係

### ③ 市営路線バス等

市が運行に係る経費のすべてを負担している市営路線バス（コミュニティバス）は、自主路線2路線、廃止代替路線1路線、スクール混乗路線1路線となっています。

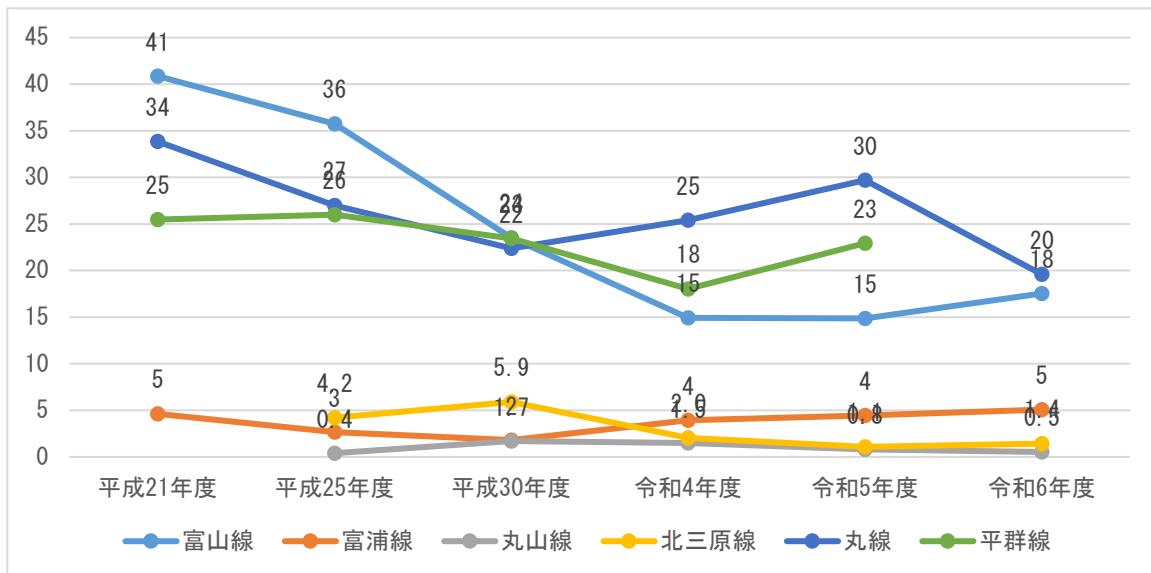
利用者についてはいずれの路線も年々減少又は横ばいとなっています。特に廃止代替バスは、運行の効率化のため路線が長大化し、結果として利用者離れを引き起こしている現状があります。そのため、一部区間について予約のない場合は運行しないデマンド運行（市営路線バス）や、バス停以外での乗降が可能なフリー乗降区間の設定（市営路線バス及び廃止代替路線）などの取り組みにより運行維持に努めています。また、旧平群線は、乗合タクシーへ転換し、チョイソコ南房総・館山として令和5年10月から運行を開始しています。

#### ■市営路線の概要

運行形態 (道路運送法条項)	路線名	区間	本数 (片道・日)		運賃 (円)
			平日	休日	
市営路線バス (第78条)	富浦線	富浦駅～富浦駅	5	7	200
	富山線	国保病院～岩井駅～国保病院	6	5	200
廃止代替バス (第4条)	丸線	館山駅～三芳病院前～川谷・細田	6	4	160～920
スクール混乗バス (第78条)	北三原線	嶺南学園～南三原駅～上三原	5		200

出典：総務部企画財政課地域振興係

### ■市営路線 1日平均利用者数の推移



出典：総務部企画財政課地域振興係

#### ④ 乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

路線バスの旧平群線を中心に、富山地区の一部、三芳地区、館山市の館野・九重地区の一部を運行エリアとする事前予約制の「チョイソコ南房総・館山」を令和5年10月から運行を開始している。

エリア外として、館山駅やイオンタウン館山などの目的地乗降場所を設け、鉄道等への乗り継ぎや買い物、通院等の需要に対応している。

#### ⑤ タクシー

市内を営業地域とする一般タクシー事業者は、令和4年8月に1社が廃業したことにより5事業者となっています。市内に営業所を有するのはこのうち1社のみです。

運転者の不足や観光需要による繁忙期など様々な理由により、一部の地区において、即時的なタクシーの配車が難しくなる可能性があります。

### ■市内・近隣タクシー営業所及び登録台数

No.	会社名	営業所	営業所位置	登録台数 (台)
①	鏡浦自動車株式会社	本社営業所	館山市正木 577	14
②	"	営業所	鴨川市横渚 787	10
③	南房タクシー株式会社	本社営業所	館山市北条 2199-4	13
④	有限会社晝夜タクシー	営業所	館山市船形 319-2	3
⑤	有限会社白浜タクシー	営業所	南房総市千倉町北朝夷 187-1	4
⑥	有限会社鋸南タクシー	本社営業所	安房郡鋸南町竜島 835-7	4
⑦	有限会社鴨川タクシー	本社営業所	鴨川市横渚 839	25
合計				73
うち市内				4

出典：総務部企画財政課地域振興係

## (2) その他の輸送サービス

### ① 福祉輸送・福祉有償運送

いわゆる介護タクシーと呼ばれるもので、許可形態やサービス内容が多様であるため、一括して把握することが難しいのが現状です。一般的には、福祉車両等による輸送サービスのうち、タクシー事業者による介助付き運送、ヘルパー事業者等による介助に伴う輸送、非営利団体による福祉有償運送に大別されます。

介護タクシーは、要介護者や障害サービス受給者の外出手段として広く利用されていますが、小規模の事業者が多いことやヘルパー事業所のサービス縮小や撤退により十分なサービス供給量を確保できていない状態にあります。

なお、市内において福祉有償運送の実施はありません。

#### ■介護タクシー事業者の数

南房総市							館山市	鴨川市
富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田		
0	1	1	1	2	1	0	7	2

注：福祉タクシー利用助成事業の協定を締結している事業者のうち一般タクシー事業者を除く。

### ② 交通空白地有償運送

過疎地域や交通が著しく不便な地域において、市町村や非営利団体により実施されます。市による事業（市営路線バス）を除き、市内非営利団体では社会福祉法人南房総市社会福祉協議会の1者のみ実施しています。⇒ **別冊資料あり**

## 4 市の外出支援事業

市の事業のうち、前述の民間バス路線の維持及び市営路線バスの運行に係るものを受け、次の取組みを実施しています。

### ① 高齢者外出支援バス利用助成事業・福祉タクシー利用助成事業（高齢者区分）

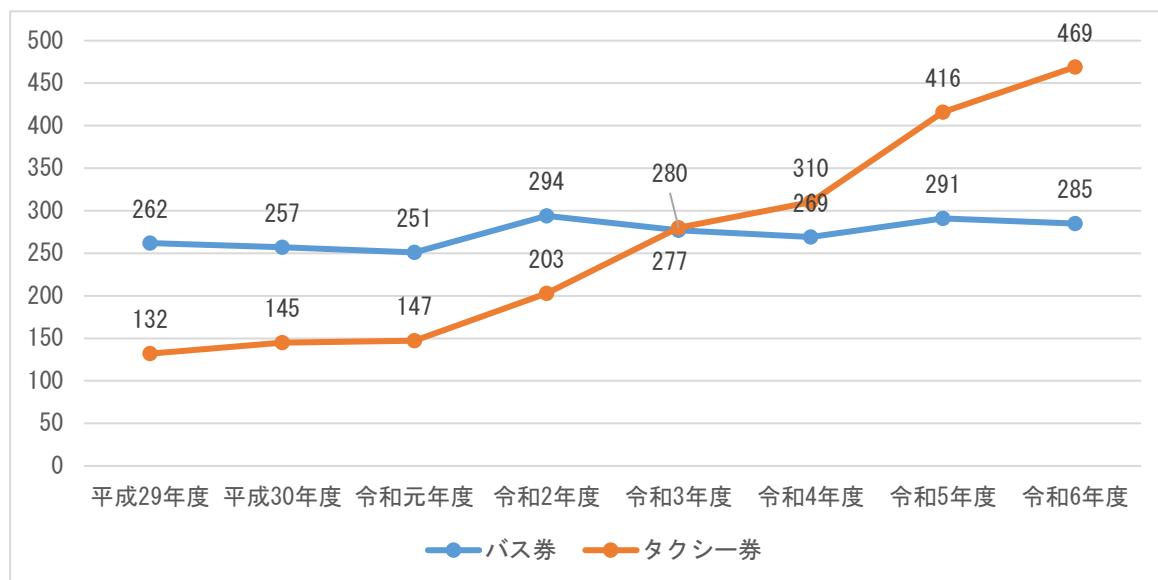
高齢者の日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図るため、65歳以上の市民を対象に、バス・タクシーの利用助成を行っています。助成券の受給者は増加しており、運転免許返納の促進に寄与しています。また、利用者自身が助成券利用と他の公共交通機関との組み合わせにより、目的地までの経路を工夫して使用していることが明らかになっています。

一方、公共交通の利便性が低い地区では事業の恩恵が少ないとや、そうでなくとも民間バス・タクシー事業者の撤退等の影響を大きく受けることが課題です。

## ■事業の概要

	高齢者外出支援バス利用助成事業	福祉タクシー利用助成事業 (高齢者区分)
助成対象者	65歳以上で、以下の①から④のすべてに該当する人 ① 前年度分の市町村民税が非課税または、運転免許返納者・非保有者 ② 要介護1以上の認定を受けていない ③ 病院・施設等に入院・入所していない ④ 福祉タクシー利用助成を受けていない (注) 高齢バス券及び福祉タクシー券のうち1つのみ利用可能	
助成内容	助成券1枚の利用につき100円 年間100枚を限度に交付 (1回乗車につき4枚まで使用可)	助成券1枚の利用につき700円 年間30枚を限度に交付 (1回乗車につき4枚まで使用可)
利用できる事業者	日東バス及びJRバスに所属し、安房郡市内を対キロ区間制で運行する路線バス	安房郡市内に営業所を有する一般タクシー事業者(6者)

## ■外出支援バス・タクシー利用助成券受給者数の推移



出典：保健福祉部高齢者支援課高齢者福祉係

## ② 福祉タクシー利用助成事業（障害者区分）

重度障害者（児）の日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図るため、身体障害者1級又は2級、療育手帳最重度又は重度の認定を受けている人を対象に、タクシーの利用助成を行っています。

障害のある方が主に利用する介護タクシー事業者は、その多くが市外にあり利便性が低いことや、これを1つの要因として申請率や利用率が低いことが課題です。

## ■事業の概要

福祉タクシー利用助成事業（障害者区分）	
助成対象者	次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳1級、2級 ② 療育手帳Ⓐ、Ⓑの1、Ⓑの2、Aの1、Aの2 (注) 高齢バス・タクシー券及び福祉タクシー券のうち1つのみ利用可能
助成内容	助成券1枚の利用につき700円 ① 身体障害者1級のうち腎機能障害者 年間48枚を限度に交付 ② それ以外の人 年間30枚を限度に交付
利用できる事業者	市と協定を締結した一般タクシー事業者及び介護タクシー事業者（21者）

## 5 交通空白地有償運送の必要性について

以上概観したとおり、人口減少に伴う厳しい公共交通状況と、人口減少の中にあっても高い割合を占める移動制約者の存在が明らかになっています。

民間から市にまたがる公共交通セクターは、厳しい経営状況の中にはあって様々な努力を重ねているものの、本格的な超高齢社会の到来により、利用者のみならず担い手の確保がより厳しくなる中、将来的に住民輸送の実質的確保が困難になることが見通されます。

さらに、移動制限者の顕在的ないし潜在的なニーズに合わせ、きめこまやかで、地域に密着した移動支援が必要とされる中、その需要に対する民間サービス供給量も不足している状況であります。

こうした状況を改善し、市民の日常生活の範囲を広げることは、介護予防や年齢や障害の有無にかかわらず生活できる共生社会の実現につながり、結果として公共交通機関の利用者を増やす好循環が生むことが期待されます。

以上のことから、既存公共交通との適切な役割分担のもとに、引き続き非営利団体による交通空白地有償運送による輸送サービスに取り組む必要があります。

## 公共交通空白地有償運送の実施状況

### 1 実施団体数

市内 1 団体（社会福祉法人南房総市社会福祉協議会）

### 2 経緯

市域内においては、かねてより独居高齢者や高齢者のみ世帯の移動に係る制約に対し十分な移動手段が確保されていない状態であり、安房 7 町村（富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町）社会福祉協議会では早くからその点に着目し、独自にボランティアやホームヘルパーによる移送サービスを提供してきました。

ところが全国的に多種多様な移送サービス提供形態が無法状態の中で発生し、悪質なサービスによるトラブルも問題視されるようになり、国においても、このサービスを有償運送と位置づけ、その結果このような移送サービスは、法的規制対象とする旨の通達が、平成 16 年 3 月に発令されました。

そこで平成 18 年 3 月の法人合併を機に、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局より道路運送法上の過疎地有償運送の許可を得て移送サービスを展開し（県内第 1 号）、その後の道路運送法施行規則改正により公共交通空白地有償運送の許可を得て引き続きサービスを実施しています。

### 3 実施方法

#### （1）ボランティア移送サービス

利用者区分	市内在住で単独では公共交通機関が利用困難な方
サービス圏	原則として南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町内
会員登録	事前に会員登録が必要
年会費	1,000 円／年
利用料金	最初の 30 分 350 円、以後 15 分ごとに 175 円
迎車回送料金	1 回あたり 300 円
運賃	1km あたり 35 円
その他自己負担金	なし
サービス提供者（運転者）	協力会員として登録したボランティア等（団体が実施する国土交通省認定の運転協力者講習を義務づけ）
利用申込その他	原則として利用日の 5 日前までに利用申込書を社会福祉協議会へ提出（2 回目以降は電話も可）

#### （2）外出支援サービス事業

南房総市社協ホームヘルプサービス（訪問介護事業所）廃止に伴い令和元年度をもって廃止

#### 4 実施状況（各年度3月末日時点）

##### (1) 輸送延べ回数

地区別

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
令和4年度	132	188	260	403	516	143	87	1729
令和5年度	105	158	129	331	435	171	60	1389
令和6年度	81	113	151	173	477	198	84	1277

目的別

	病院	公共機関	買物	その他	合計
令和4年度	982	184	541	22	1729
令和5年度	769	180	421	19	1389
令和6年度	639	147	478	13	1277

##### (2) 利用登録者数

地区別

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
令和4年度	17	19	10	30	40	23	16	155
令和5年度	17	22	7	29	42	20	22	159
令和6年度	13	22	5	30	33	18	21	142

対象者別

	要介護者	要支援者	身体障害者	その他*	合計
令和4年度	25	63	16	51	155
令和5年度	26	66	9	58	159
令和6年度	21	57	6	58	142

\* 高齢者、肢体不自由、内部・精神・知的障害等により単独での移動が困難な者

##### (3) 運転協力者数

地区別

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
令和4年度	9	8	7	10	18	6	11	69
令和5年度	7	9	8	10	16	8	11	69
令和6年度	7	8	7	9	16	6	7	60

##### (4) 車両登録台数

普通自動車 (軽)	福祉車両 (軽)	合計
32 (24)	9 (9)	41 (33)

\*令和7年12月現在

①運行範囲の拡大について（案）

②ボランティア移送サービス事業運営規則（案）

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

## ボランティア移送サービスの輸送範囲の拡大について（案）

地域福祉計画・地域福祉活動計画において外出に困らない地域をつくることが目標として掲げられ、社会福祉協議会では、ボランティア移送サービスの利便性向上を図ることが求められているなか、運送の範囲について以下のように変更を行います。

変更案	現行
<p>(運送の区域)</p> <p>第4条 この事業の運送の区域は、<b>発地又は着地のいずれかを南房総市内とし、原則として南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町の範囲内とする。</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表1に定める施設等に限り、運送の区域とする。</p> <p>3 会長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(料金)</p> <p>第5条 この事業の利用者は、<b>別表2に定める料金</b>を支払うものとする。</p> <p>2 会長は、<b>料金</b>について、あらかじめ利用者に対して説明しなければならない。</p>	<p>(運送の区域)</p> <p>第4条 この事業の運送の区域は、運送の発地又は着地のいずれかが南房総市内とし、原則として安房広域圏内の範囲とする。</p> <p>2 会長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 この事業の利用者は、別紙『料金表』により利用料を支払うものとする。</p> <p>2 利用料金について、あらかじめ利用者に対して料金表等により説明しなければならない。</p>

別表1（第4条関係）

施設等		
木更津年金事務所	君津中央病院	
南洲会勝浦クリニック		

別表2（第5条関係）

区分			料金
運賃	距離制運賃	初乗運賃	利用会員宅を起点とし目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離 1.0km 35円
	加算運賃		
料金	利用料金	利用会員宅出発から、利用会員帰宅までの利用料金 当初30分350円 以降15分毎に175円	
	迎車回送料金	定額方式 (1回あたり300円)	
	加算料金	発地又は着地のいずれかが、 南房総市、館山市、鴨川市及び 鋸南町以外の場合 定額方式 (1回あたり1,000円)	

別紙

料金表		
区分		
運賃	距離制運賃	初乗運賃
	加算運賃	利用会員宅を起点とし目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離 1.0km 35円
料金	時間制運賃	時速 10 km/hr 以下の場合
	利用料金	—
料金	迎車回送料金	利用会員宅出発から、利用会員帰宅までの利用料金 当初30分350円 以降15分毎に175円
	障害者割引	定額方式 (1回あたり300円)
備考		

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会ボランティア移送  
サービス事業運営規則

平成20年1月18日

規則第3号

令和6年3月一部改正 規則第5号

令和8年 月一部改正 規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、公共交通機関の単独での利用が困難な移動制約者に対し、医療機関への送迎等外出支援に関し必要な事項を定めることにより、安全かつ円滑なボランティア移送サービス事業の実施を図り、もって移動制約者の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、南房総市に住所を有し、次の各号に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な者で、あらかじめ会員として登録した者及びその同伴者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項及び第2項に規定する要介護認定及び要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (3) その他高齢者、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者

(サービスの内容)

第3条 この事業で行うサービスの内容は、医療機関への通院及び社会参加や買い物等の目的に利用できるものとする。

(運送の区域)

第4条 この事業の運送の区域は、発地又は着地のいずれかを南房総市内とし、原則として南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町の範囲内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1に定める施設等に限り、運送の区域とする。
- 3 会長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

(料金)

第5条 この事業の利用者は、別表2に定める料金を支払うものとする。

- 2 会長は、料金について、あらかじめ利用者に対して説明しなければならない。

(車両の登録等)

第6条 この事業で使用する車両は、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する、あらかじめ登録した車両及び運転者等から提供される自家用自動車を使用し実施するものとする。

- 2 登録車両の両側面に、名称・「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。
- 3 登録車両には、自家用有償旅客運送の登録証の写しを備え置かなければならぬ。  
(運転者)

第7条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

- (1) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
  - (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 運転者が、死亡又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合、その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項の適性診断を受けさせるものとする。  
(運行管理責任者の選任等)

第8条 会長は、輸送の安全を確保するための運行管理体制を整備するとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の17第2項の規定に基づいて、運行管理責任者を選任しなければならない。

(運行管理責任者の責務)

第9条 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 第7条第1項に規定する要件を備えない者に運転させないこと。
- (2) 運転者に対し、第7条第2項の規定により適性診断を受けさせること。
- (3) 乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることのできないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
- (4) 運転者に対し、次条の規定による乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること。
- (5) 第11条の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- (6) 第14条第2項の規定により事故の記録を作成し、その記録を保存すること。
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な業務。

(乗務記録)

第10条 運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録しなければならない。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した自動車登録番号、その他車両を識別できる表示
- (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 道路交通法第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

(運転者台帳)

第11条 運行管理責任者は、運転者ごとに次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備え置かなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 自家用有償旅客運送者の名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
  - ア 運転免許証の番号及び有効期限
  - イ 運転免許の年月日及び種類
  - ウ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- (5) 第7条第1項に規定する要件に係る事項
- (6) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (7) 運転者の健康状態

2 運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。

(運転者証)

第12条 運行管理責任者は、運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを利用者に見やすいように車内に掲示しなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 自家用有償旅客運送者の名称
- (3) 運転者の氏名
- (4) 運転免許証の有効期限
- (5) 第7条第1項に規定する要件に係る事項

(整備管理責任者の選任等)

第13条 会長は、登録車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、車両の整備管理体制を整備するとともに、整備管理責任者を選任しなければならない。

(事故対応に係る責任者の選任等)

第14条 会長は、登録車両に係る事故が発生した場合の、対応に係る連絡体制の整備及び責任者の選任をしなければならない。

2 事故が発生した場合は、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。

(1) 運転者の氏名

(2) 自動車登録番号、その他識別できる表示

(3) 事故の発生日時

(4) 事故の発生場所

(5) 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

(6) 事故の概要（損害の程度を含む。）

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

（損害賠償措置）

第15条 会長は、運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する措置を講じておかなければならぬ。

（会員名簿）

第16条 会長は、その運送サービスの提供を受ける会員について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 運送を必要とする理由

(4) その他必要な事項

（苦情処理）

第17条 会長は、苦情処理の体制を整備し、利用者に対する取り扱いその他運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 前項の苦情の申し出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。

- (1) 苦情の内容
  - (2) 原因究明の結果
  - (3) 苦情に対する弁明の内容
  - (4) 改善措置
  - (5) 苦情処理を担当した者
- (利用の制限)

第18条 この事業は、次の各号のいずれかに該当するときは、行なわないものとする。

- (1) 営利的活動に利用しようとするとき。
  - (2) 政治的活動に利用しようとするとき。
  - (3) 宗教的活動に利用しようとするとき。
  - (4) 医師から車に乗ることを禁じられているとき。
  - (5) 使用車両及び運転者の調整がつかないとき。
  - (6) その他会長が適当でないと認めるとき。
- (利用の変更又は取消し)

第19条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の実施内容を変更し、又は、実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 本会の所有する車両及び運転者等から提供される自家用自動車の故障、災害等により、この事業の実施が不可能となったとき。
  - (2) 天候の急変、目的地等に事件その他の事態が発生し、この事業の実施が安全かつ円滑に実施できないと会長が認めるとき。
- (研修)

第20条 本会は、運転者の意識及び運転技術の向上を図るため、定期的に研修を実施するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、ボランティア移送サービス事業に関し必要な項目は、会長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、関東運輸支局千葉運輸支局長の許可のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。  
(社会福祉法人南房総市社会福祉協議会ボランティア移送サービス事業運営規程の廃止)
- 2 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会ボランティア移送サービス事業運営規程（平成18年規程第41号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月19日 規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

施設等		
木更津年金事務所	君津中央病院	南洲会勝浦クリニック

別表2 (第5条関係)

区分		料金
運賃	距離制運賃	初乗運賃 利用会員宅を起点とし目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離 1. 0 km 35円
	加算運賃	
料金	利用料金	利用会員宅出発から、利用会員帰宅までの利用料金 当初30分350円 以降15分毎に175円
	迎車回送料金	定額方式（1回あたり300円）
	加算料金	発地又は着地のいずれかが、南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町以外の場合 定額方式（1回あたり1,000円）